

千葉市選挙管理委員会事務局

入札（見積）結果の公表に関する事務取扱要領

（趣 旨）

第1条 この要領は、千葉市選挙管理委員会事務局が発注する業務委託に係る入札（見積）結果の公表に関し、必要な事項を定める。

（公表の内容）

第2条 公表に関する内容は、契約締結をした業務委託に係る入札及び見積結果とする。

（公表の方法等）

第3条 公表の方法等は、次のとおりとする。

- (1) 公表方法は、原則として選挙管理委員会事務局の窓口での閲覧とする。ただし、希望型指名競争入札等公募を対象とした入札等は、千葉市ホームページの入札情報等ポータルページに公表する。
- (2) 公表期間は、入札により落札者を決定したとき又は随意契約の相手方を決定したときから、その翌年度終了までとする。（ただし、長期継続契約にあつては、契約期間終了時の翌年度終了までとする。）
- (3) 閲覧日は、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、年末年始（12月29日から12月31日まで並びに1月2日及び1月3日）、選挙期日の告示日（公示日）から投票日までの間及び市長が認めた日以外の日とする。
- (4) 閲覧時間は、午前9時から午後5時までとする。
- (5) 選挙管理委員会事務局における閲覧用書類については、閲覧場所以外への持出しは禁止する。また、複写サービスは行わない。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

この要領は、平成24年5月22日から施行する。